

<第5議案>

定款第10条の変更について（案）

第3議案 § 3. 組織体制（1）役員、スタッフ体制の提案に基づき、
定款第10条、2. 「理事のうち代表1名、」を「理事のうち代表1～2名、」に変更する。

——以上

<第6議案>

定款第41条の変更について（案）

2016年に特定非営利活動法人促進法が改正され、施行日が未定であった貸借対照表の公告について2018年10月1日施行と決定した。これに伴い、（公告の方法）定款41条「この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載しておこなう。」に次の文言を追加する。「ただし、貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。」

——以上